

津市開発事業調整部会設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 174 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日訓第 17 号
平成 25 年 3 月 29 日訓第 26 号
平成 27 年 3 月 31 日訓第 40 号
平成 28 年 3 月 31 日訓第 47 号
平成 29 年 3 月 31 日訓第 48 号
平成 31 年 3 月 29 日訓第 11 号
令和 2 年 3 月 30 日訓第 12 号
令和 3 年 4 月 9 日訓第 37 号
令和 4 年 3 月 31 日訓第 32 号
令和 5 年 3 月 31 日訓第 30 号
令和 6 年 3 月 29 日訓第 51 号
令和 7 年 3 月 31 日訓第 23 号

(設置)

第 1 条 津市開発事業に関する指導要綱（平成 18 年津市告示第 25 号）に係る事務について適正かつ円滑に処理を行うため、津市開発事業調整部会（以下「調整部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定による同意及び同条第 2 項の規定による協議に関すること。
- (2) 開発許可申請に係る法第 33 条の規定に基づく審査に関すること。
- (3) その他開発事業に関すること。

(組織)

第 3 条 調整部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長には都市計画部長を、副部会長には建設部長及び上下水道事業局長をもって充てる。
- 3 部会員は、第 1 部会員及び第 2 部会員とし、別表に掲げる職員をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、調整部会を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 調整部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 調整部会の会議に出席する部会員は、第1部会員とする。ただし、部会長が必要があると認めるときは、第2部会員が出席するものとする。

3 調整部会の会議は、原則として毎週水曜日に開催する。ただし、部会長が必要があると認めるときは、随時に開催することができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、第3条第3項に規定する部会員以外の職員を調整部会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 調整部会の庶務は、都市計画部開発指導室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓第17号)

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓第26号)

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓第40号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓第47号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓第48号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓第11号)

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日訓第12号)

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月9日訓第37号）

この訓は、令和3年4月14日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓第32号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓第30号）

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第51号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓第23号）

この訓は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第1部会員

農業基盤整備課長、建築指導課長、用地・地籍調査推進課調査担当副参事、建設整備課長、河川排水推進室長、上下水道事業局水道維持課長、上下水道事業局下水道工務課長

第2部会員

検査課長、市民交流課長、環境保全課長、環境事業課長、農林水産政策課長、農業基盤整備課長、都市政策課長、建築指導課長、用地・地籍調査推進課調査担当副参事、建設整備課長、河川排水推進室長、上下水道事業局水道工務課長、上下水道事業局水道維持課長、上下水道管理局営業課長、消防本部消防救急課長、教育総務部教育総務課長